

埼玉県議会委員会傍聴における手話通訳及び字幕表示に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、聴覚障害者の円滑な委員会傍聴のため、聴覚障害者に対する手話通訳及び字幕表示（以下「手話通訳等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 手話通訳等は、委員会を傍聴しようとする聴覚障害者又は聴覚障害者の補助をする者（以下「聴覚障害者等」という。）の申請に基づき行うものとする。

- 2 手話通訳等は、申請した聴覚障害者等の傍聴時に限り行うものとする。
- 3 手話通訳等は、傍聴席の所定の場所で行うものとする。
- 4 字幕表示は、音声認識アプリによるものとする。

(申請手続)

第3条 手話通訳等を希望する聴覚障害者等（以下「申請者」という。）は、手話通訳・字幕表示申請書（別記様式）に必要事項を記入し、原則として、次の各号に掲げる手話通訳等の区分に応じ、当該各号に定める日時までに、議会事務局議事課（以下「議事課」という。）に提出することとする。

- (1) 手話通訳 傍聴しようとする委員会の開催日の7日前（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（次号において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）の日の午後5時
- (2) 字幕表示 傍聴しようとする委員会の開催日の前日（その日が行政機関の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い行政機関の休日でない日）の正午

(手話通訳者)

第4条 手話通訳者は、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に依頼し、派遣を受けるものとする。

- 2 やむを得ない理由により手話通訳者の派遣を受けることができないときは、議事課は、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 手話通訳等の申請を取り下げるときは、申請者は、速やかに議事課へ届け出なければならない。

(費用)

第6条 手話通訳等の実施に要する費用は、予算の範囲内で、県が負担する。

附 則

この要領は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月17日から施行する。

手話通訳・字幕表示申請書

年 月 日

埼玉県議会

委員長 様

申込者 住所 _____
氏名 _____
(連絡先電話番号) _____
(連絡先FAX番号) _____
(連絡先E-Mail) _____

埼玉県議会委員会を傍聴したいので、下記のとおり手話通訳・字幕表示を申し込みます。

記

傍聴予定日	年 月 日 ()
傍聴予定時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
傍聴予定者数	人
希望する内容	手話通訳 ・ 字幕表示 (どちらか又は両方に○)
傍聴を希望する 委員会名	

※ 傍聴を取りやめる場合は、その旨速やかに御連絡願います。

提出先

埼玉県議会事務局議事課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-6238

FAX 048-830-4922

E-mail a6230@pref.saitama.lg.jp